

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年7月7日

【会社名】 インフォメティス株式会社

【英訳名】 Informetis Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 只野 太郎

【本店の所在の場所】 東京都港区芝大門一丁目12番16号

【電話番号】 050 - 8882 - 9931(IR問い合わせ先番号)

【事務連絡者氏名】 取締役CF0兼C00 横溝 大介

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝大門一丁目12番16号

【電話番号】 050 - 8882 - 9931(IR問い合わせ先番号)

【事務連絡者氏名】 取締役CF0兼C00 横溝 大介

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (第10回新株予約権)
その他の者に対する割当 7,910,000円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額
882,910,000円

(注) 新株予約権の行使に際して出資される払い込むべき金額の
合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使さ
れたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正又
は調整された場合には、発行価額の総額に新株予約権の行
使に際して出資される払い込むべき金額の合計額を合算し
た金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行
使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社
が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総
額に新株予約権の行使に際して出資される払い込むべき金
額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	14,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	7,910,000円
発行価格	565円(本新株予約権の目的である株式1株当たり5.65円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月23日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	インフォメティス株式会社 東京都港区芝大門一丁目12番16号
払込期日	2026年7月23日(木)
割当日	2026年7月23日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 東京営業部 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

- (注) 1 第10回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)の発行については、2026年7月7日(以下「発行決議日」といいます。)開催の当社取締役会決議によるものであります。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社と岡三証券株式会社(以下「割当予定先」といいます。)との間で本新株予約権の第三者割当契約(以下「本第三者割当契約」といいます。)を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 本新株予約権の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)
東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,400,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同じ。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の行使価額は、別記「(2) 新株予約権の内容等(注)」欄第7項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下、東証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)を「東証終値」という。)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。 3. 行使価額の修正頻度 行使の際に上記第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、当初437円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号の規定に従い修正され、同欄第4項の規定を準用して調整される。 下限行使価額は、直前の東証における株価水準を考慮の上で当社が決定したものである。 5. 割当株式数の上限 1,400,000株(発行決議日現在の当社発行済株式総数に対する割合は23.4%)。 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 619,710,000円(上記第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号の規定に従い修正され、また、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。なお、下限行使価額が下方に修正された場合の資金調達額の下限は、446,110,000円である。) 7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。)

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,400,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。)。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初625円とする。但し、行使価額は下記第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>(1) 修正日の直前取引日の東証終値の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(修正日価額)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(2) 当社は、当社取締役会の決議(以下「下限行使価額修正決議」という。)により、下限行使価額の修正を行うことができる。但し、各下限行使価額修正決議による修正後の下限行使価額は、313円(但し、本欄第4項の規定を準用して調整される。)を下回ることとはできず、かつ当該下限行使価額修正決議による修正前の下限行使価額(但し、本欄第4項の規定を準用して調整される。)を上回ることとはできないものとする。本号に基づき下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日の翌取引日以降適用される。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は従業員を対象とする株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、並びに会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。))以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員を対象とするストックオプション制度(信託を利用するものを含む。))に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、上記 により既に行使価額が調整されたものを除く。))

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金等による調整は行わないものとする。

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証終値の平均値(東証終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>882,910,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>割当日の翌銀行営業日(当日を含む。)から2029年7月23日までとする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 行使請求の取次場所 該当事項はありません。 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 東京営業部
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。 当社は、2029年7月23日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	(会社法第236条第1項第6号における)該当事項はありません。但し、本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、当社、連結子会社(Informetis Europe Ltd.)及び関連会社(株式会社エナジーゲートウェイ)の3社で構成され、脱炭素やGX(注1)に取り組む企業向けに、エネルギー・インフォマティクス事業を展開しております。

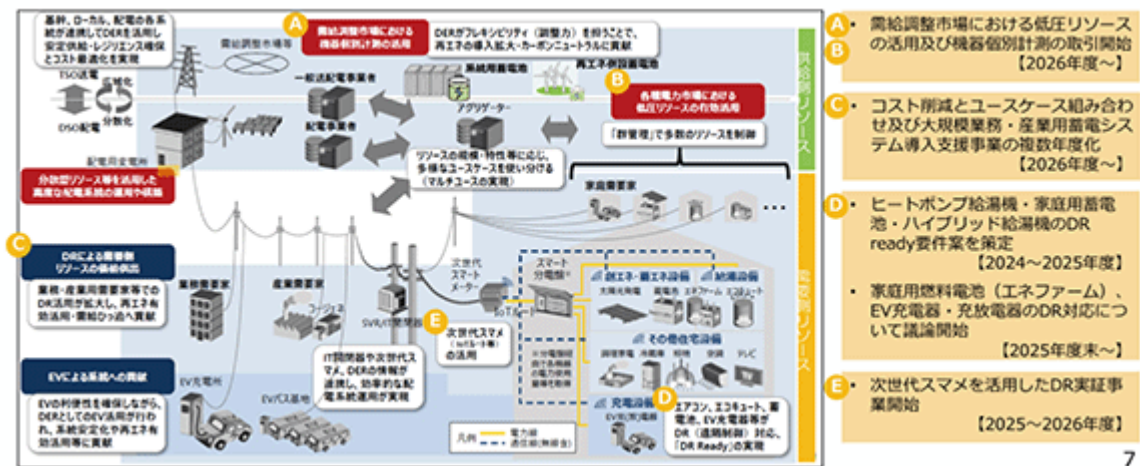
連結子会社であるInformetis Europe Ltd.は、地域的にAI(機械学習(注2))の学術的教育環境が整っており、最先端のAI研究者採用に有利なイギリス・ケンブリッジに設立された技術開発拠点であるとともに、欧州圏を中心とした営業拠点でもあります。

関連会社である株式会社エナジーゲートウェイは、当社と東京電力パワーグリッド株式会社で共同設立した東京電力パワーグリッド株式会社の子会社で、国内における当社電力消費者向けサービスの独占的販売代理店であるとともに、東京電力グループの事業領域を拡大し、同グループの競争力の強化と企業価値の向上に重要な役割を果たしております。

エネルギー・インフォマティクス事業は、エネルギー関連データを独自のAIで解析し、電力消費者向け及び電力事業者向けに 省エネルギーと快適生活を実現するスマート・リビングサービス及び エネルギーの運用効率の最適化を実現するエネルギー・マネジメントサービスの2つをSaaS(注3)型で提供するものであります。

なお、当社グループは、エネルギー・インフォマティクス事業を単一セグメントで展開しているため、以降の説明においてセグメント別の記載を省略しておりますが、事業領域は、事業を展開する地域により、国内領域及び海外領域に分かれております。

ここ数年、エネルギー分野においては、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーに加え、蓄電池、EV(電気自動車)、ヒートポンプ(電気給湯器)、空調機器等を組み合わせて活用する「DER(Distributed Energy Resources / 分散型エネルギーリソース)」(注4)という考え方が重視されるようになってきております。DERは、需要家(個人又は法人の電力消費者)側や分散して設置された小規模な設備を束ねて制御することで、電力需給バランスの調整や系統の安定化に貢献することが期待されており、当社グループの提供するエネルギー・マネジメントサービスにおいても、こうしたDERの活用を前提とした高度化を進めております。



(出典：資源エネルギー庁「分散型エネルギーリソースの施策の方向性を踏まえた対応について2026年4月」)

スマート・リビングサービスは、電力消費者側の行動変容による電力利用効率の最適化に加え、DERを構成する蓄電池、EV、ヒートポンプ(電気給湯器)、空調機器等の制御を目的として、電力消費者にサービスや設備を直接提供している賃貸事業者、ハウスメーカー及び住宅設備商社に向けて、AI + IoT住宅サービス(電力の見える化サービス)や設備の遠隔制御サービスなどを提供しております。エネルギー・マネジメントサービスは、電力消費者向けには当社の数値最適化AI技術を活用し、家庭の電気の使用状況やPV(太陽光発電)の発電状況、天気予報などの情報をAIが分析・予測し、蓄電池やEVの充電・放電に加え、ヒートポンプ(電気給湯器)や空調機器等のDERを構成する機器の統合制御を自動でコントロールし、家庭のエネルギーの使い方を最適化するサービスを提供しております。また、電力事業者向けには電力利用効率の最適化を図るクラウド型のサービスを提供しております。

具体的には、電気を作る(発電) 電気を送る(送配電) 電気を小売りする(小売) 電気を消費する(消費)という電力供給の仕組みの中で電力利用効率の最適化を図るためには、電力供給に関わる設備の特徴を考慮しながら電力供給のバランスを維持しつつ、生活の質を保ち、不便を最小限に抑える必要があることを踏まえて、()個人電力消費者向けサービスの提供を通じて電力利用効率の最適化を図る「ienowa(イエノワ)」(注5)、「enenowa(エネノワ)」(注6)及び「hitonowa(ヒトノワ)」(注7)などのサービスを提供しており、法人電力消費者向けには「エネマネ診断レポート(2026年2月～)」などの電力利用効率化サービスを提供しております。また、()電力を供給する側である電力事業者向けサービスの提供を通じて、電力利用効率の最適化を図るクラウド型デマンドレスポンス(DR)支援サービス(DRはDERを構成する主要な手法の一つ)「BridgeLAB DR(ブリッジラボ ディーアール)」(注8)、「BridgeLAB NILM Lite(ブリッジラボ ニルムライト)」(注9)、「BridgeLAB Profiling(ブリッジラボ プロファイリング)」(注10)など、スマートメーターのデータを活用したエネルギー・マネジメントソリューション等を組み合わせることにより、DERを活用することで電源調達のみ依存しない需要側調整力の確保、インバランスコストの抑制及び容量市場(注11)・需給調整市場(注12)を踏まえたポートフォリオ最適化を支援するサービスを提供しております。

また、当社グループは、海外領域においては、英国に連結子会社(Informetis Europe Ltd.)を設け、欧州圏の現地企業や日本企業の現地法人などとの実証実験を行う等、欧州圏における本格的な事業展開に向けた準備を進めております。

特に、脱炭素化を背景に英国を筆頭とした欧州圏に広がるガスボイラー(ガス給湯器)からヒートポンプ(電気給湯器)への急速なシフトが直近で最大の事業拡大機会であります。

具体的には、ヒートポンプ(電気給湯器)への急速なシフトが進む中、電気の消費量が急激に増加することによる電力系統・電力網の安定運用への影響を管理・制御するため、ヒートポンプ(電気給湯器)やその他制御可能な機器(これらはDERを構成する分散型エネルギーリソースに該当します。)の詳細な消費エネルギーデータを取得した上でのヒートポンプ(電気給湯器)の最適化制御が重要になります。

このような状況の中、2021年10月から当社グループの電力センサーがDaikin Europe N.V.の英国におけるヒートポンプ(電気給湯器)の付帯設備として導入され、当社グループは、英国において、電力系統・電力網の安定運用及び消費者の電力料金負担の低減という、需給双方のメリットを創出する最適化技術を提供しております。

当社グループの事業ドメインとして、当社グループが一次ターゲットとしているエネルギーデジタルビジネス/DX(注13)関連市場は、2025年度には5,003億円に、2035年度には9,092億円に及ぶと見込まれております(出所：株式会社富士経済、エネルギーデジタルビジネス/DX市場の現状と将来展望 2022)。

なかでも、太陽光発電設備は、2021年度には277億円の見込みであったものが、2035年度には2,553億円に及ぶと見込まれております(出所：株式会社富士経済、エネルギーデジタルビジネス/DX市場の現状と将来展望 2022)。また、送配電・需給調整領域は、2021年度には125億円の見込みであったものが、2035年度には713億円に及ぶと見込まれております(出所：株式会社富士経済、エネルギーデジタルビジネス/DX市場の現状と将来展望 2022)。さらに、エネルギー利用領域(蓄電池サービスも含む。)は、2021年度には135億円の見込みであったものが、2035年度には615億円に及ぶと見込まれております(出所：株式会社富士経済、エネルギーデジタルビジネス/DX市場の現状と将来展望 2022)。

また、電力利用効率の最適化には、「需給バランス調整」のような発電・送配電・電力消費者設備という電力システム全体で最適化するサービスを、当社グループが一次ターゲットとしているエネルギー・マネジメントシステム関連市場において提供することが必要になりますが、近年においては、こうした最適化はDERを前提とし、分散型電源・蓄電池・負荷制御・デマンドレスポンス(DR)等を統合的に制御・活用する方向へと進展しており、電力+ の付加価値も同時に実現することで、当社グループのサービス普及を促し、社会基盤(インフラ)化することも必要になります。

この観点から、当社グループが二次ターゲット市場としている市場は、パートナーとのアライアンスにより、電力データに新たな価値を創り出すことでアクセス可能になるものでありますが、現在は、ヘルスケア業領域、社会インフラ業領域、公共/教育業領域、インターネット広告市場など、様々な分野・新市場へ進出を予定しております。

こういった事業展開を進めている中、当社グループが関連するエネルギー・電力業界においては、第7次エネルギー基本計画のもと、2030年に向けて再生可能エネルギー比率36~38%を目指す方針が継続しており、太陽光・風力発電を中心に導入拡大が進められる一方、系統制約や出力変動への対応が引き続き重要な課題となっております。また、データセンターや半導体工場等の新增設、さらに生成AI等の急速な普及に伴い、ICTセクターを中心とした電力需要の増加が見込まれております。こうした傾向は国際機関や国内研究機関の分析でも指摘されており、世界のデータセンター消費電力量は、2022年の約460TWhから2026年には1,000TWh規模に達する可能性が示されていることから、中長期的な電力不足リスクへの懸念が高まっております。こうした需給構造の変化を踏まえ、従来は主に行動変容型のデマンドレスポンス(DR)を中心に需給調整が進められてきたものの、近年においてはDERの概念のもと、蓄電池、EV、ヒートポンプ(電気給湯器)、空調機器等の分散型エネルギーリソースを統合的に制御・活用する方向へと政策及び市場の重点が急速に移行しております。このような需要構造の変化を捉え、容量市場・容量拠出金制度の本格運用や、需給調整市場の活用、デマンドレスポンス(DR)や蓄電池等の分散型電源を活用した需要側調整力の拡大に加え、DERを前提とした統合的な需給制御を通じ、ピーク需要の抑制と電力需給の安定化を図ることが、一層重要となっております。

こうした事業環境のもと、当社グループは、卸電力市場価格の変動や容量拠出金負担の増加等による電力調達コストの不確実性に加え、生成AI等の急速な普及やデータセンター需要の拡大を背景とした中長期的な電力需要の増加により、将来的な電力不足リスクへの懸念が高まっていることを踏まえ、電力の安定調達と収益性確保に課題を抱える小売電気事業者向けのソリューション提供に重点的に取り組んでまいりました。当社グループは、脱炭素社会の実現及びグリーントランスフォーメーション(GX)の推進を図るとともに、AI・デジタル技術を活用した高精度な電力需要予測や需要側エネルギー・マネジメント(DERを前提とした統合制御を含む。)を通じて、電力利用効率の向上と調達コスト低減の両立、さらには将来の電力需給ひっ迫リスクの緩和に資する各種サービスの提供に注力しております。

このような不可逆な中長期的環境変化への対応を踏まえ、また、さらには昨今の社会情勢から急速に高まっているエネルギー価格高騰リスクへの懸念も念頭に、当社グループは、次世代(第2世代)スマートメーター(注14)関連事業及び海外事業を引き続き中長期成長戦略の中核に位置付けつつも、足元で急速に高まる電力効率利用ニーズに対応する観点から、小売電気事業者向けデマンドレスポンス(DR)支援サービスとその関連サービス拡充をはじめとする電力事業者向け事業への取り組みを、当面の重点テーマとして一段と加速させていく方針であります。

当社は、こうした事業環境を踏まえ、当社グループの成長シナリオを明確化し、その実現を加速するべく、2025年11月13日付で「中期経営計画 2026年12月期～2030年12月期目標」を発表しております。国内においては小売電気事業者向けデマンドレスポンス(DR)支援サービスの獲得数と、電力事業者の収益確保(=電力の効率利用化)に向けた新サービス拡充による顧客単価増を主な成長牽引要素として、プラットフォーム・アプリ売上高は299百万円(2025年12月期実績値)から3,202百万円(2030年12月期)への増加を計画しております。また、英国を中心とする海外向けサービス売上高は13百万円(2025年12月期実績値)から1,630百万円(2030年12月期)への増加を計画しております。2030年12月期にストック型収益割合は80%を超える水準に到達する計画としており、次世代(第2世代)スマートメーター関連事業及び海外事業の着実な拡大と併せて、電力事業者向けサービスを中心としたプラットフォーム・アプリ収益を早期に積み上げていくことが、中期経営計画の確実な遂行に向けた重要なポイントであると認識しております。足元で高まるエネルギーコストや需給課題ニーズを的確に捉え、適切なタイミングで成長投資を実行していくことが、当社グループの中長期的な成長ポテンシャルを高める上で重要であると考えております。

一方、財務面においては2026年5月14日に公表した「2026年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」のとおり、当第1四半期連結累計期間において経常利益・四半期純利益とも黒字を計上し、通期業績の達成に向けて力強いスタートを切ることができました。また、2025年12月22日に発行した第9回新株予約権による資金調達については、当初想定していた調達規模には届かなかったものの、約370百万円の資金を確保しており、当社グループが中期重点項目として掲げる次世代(第2世代)スマートメーター関連事業及び海外事業の推進に必要な成長投資資金については、同調達により概ね見込んでいた水準まで手当てすることができております。

もっとも、第9回新株予約権による資金調達により一定の資金を確保した後においても、当社グループを取り巻く事業環境は当初想定を上回るスピードで変化しております。2026年に入り緊迫化する中東情勢は、原油・LNG価格の変動を通じて日本国内の電力料金上昇リスクを高めており、電力コストの先行きに対する不透明感是一段と高まっております。加えて、AI及びデータセンターの普及拡大を背景として電力需要の増加が見込まれるなか、電力需給の安定化に向けた精緻な需要予測及び高度なエネルギー・マネジメントの重要性は一層高まっております。

このような外部環境の変化は、当社グループが展開する電力事業者向けサービスを中心としたエネルギー・マネジメント事業にとって事業機会の拡大を意味する一方で、その需要の立ち上がりに対応するためには、システム開発、人材採用及びパートナー連携等を機動的に進めるための投資余力をあらかじめ確保しておく必要があります。特に、エネルギー価格高騰に対応する小売電気事業者向けサービス拡充関連は、市場形成の初期段階における対応の迅速性が案件獲得や事業基盤の構築に大きく影響するため、投資実行の遅れは中長期的な事業機会の逸失につながる可能性があるものと認識しております。

一方で、当社グループの業績は、引き続き構造的な収益力の底上げが求められる局面にあり、固定費の抑制や人員配置の最適化、外注費の見直し等を通じた厳格なコストコントロールを継続する必要がある状況に変わりはありません。このため、既存の手元資金及び第9回新株予約権による調達資金については、主として次世代(第2世代)スマートメーター関連事業及び海外事業向けの成長投資に充当しつつ、これとは別に、足元で拡大するDR関連サービスを中心としたエネルギー・マネジメント事業に対して、需要の立ち上がりに応じた投資を機動的に実行するための資金を確保することが重要であると判断いたしました。

さらに、財務戦略の観点からは、借入金のうち相対的に金利負担の高いものについて返済を進めることにより、利息支払負担の軽減を図り、財務基盤の安定性を一層高めることも重要であると認識しております。

以上のとおり、本新株予約権による資金調達は、第9回新株予約権による資金調達後、比較的短期間で再度実施するものではありませんが、これは既存の資金使途を大きく変更するものではなく、外部環境の急速な変化を踏まえ、新たに顕在化・拡大しているDR関連需要を着実に取り込むための追加的かつ機動的な対応を可能とすることを目的とするものであります。当社グループとしては、成長投資の実行時期を逸することによる機会損失を回避しつつ、中期経営計画の実現確度を一層高める観点から、短期間で追加的な資金調達を実施することが合理的であり、ひいては中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものと判断いたしました。

資金調達を行うにあたり、下記「(3) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、資金使途の目的に適した資金調達の方法を検討した結果、割当予定先より本新株予約権の発行による資金調達手法の提案を受けました。本新株予約権は、当社の資金需要を満たす資金を調達できる蓋然性の高い設計となっております。また、「(3) 本新株予約権を選択した理由 <本新株予約権の特徴> 及び <他の資金調達方法との比較>」に記載のとおり、本新株予約権による資金調達方法あるいは他の調達方法によるメリット及びデメリット等を総合的に検討し、決定いたしました。

なお、本新株予約権発行による調達資金の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご参照ください。

(注)

1. GX: Green Transformationの略語で、日本政府では、産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す『GX(グリーン・トランスフォーメーション)』を推進しています(出所: 経済産業省「GX(グリーン・トランスフォーメーション)」Webサイト)。
2. 機械学習: 人間が有する学習能力に類似した機能をアルゴリズムに持たせることにより、学習し進化する技術手法、技術名のこと。具体的には、教師データ(学習の元になるデータ)に基づいてアルゴリズムが学習することで、類似の状況において、学習により構築したパターンに基づいて、アルゴリズムが精度の高い推定や判断を行うことが可能になります。
3. SaaS: Software as a Serviceの略語で、ソフトウェアやアプリケーションの機能をサービスとして、クラウド上で提供し、利用者がネットワーク経由で利用するモデルのこと。
4. DER(Distributed Energy Resources / 分散型エネルギーリソース): 需要家側に分散して設置された小規模なエネルギー資源の総称であり、太陽光・風力などの再生可能エネルギー、蓄電池・EV・燃料電池、並びにデマンドレスポンス(DR)などの負荷制御を含みます。これらは、個々は小規模であるものの、集合的に需給調整や系統安定化に資するエネルギー資源となります。
5. ienowa(イエノワ): 当社が提供するサービスで、AI(機械学習)による分析で推定された家庭内の家電による電気の使用状況や太陽光の発電、蓄電池の充放電などの家庭における電力の流れを電力消費者に向けてわかりやすく見える化し、「家電のつけっぱなし」や「電気の使い過ぎ」などを、通知するものです。
6. enenowa(エネノワ): 当社が提供するサービスで、家庭における電力の流れを電力消費者にわかりやすく見える化するほか、蓄電池等の大容量電力設備を自動で最適化制御するアルゴリズムも組み入れており、高度な電力マネジメントを可能にするものです。
7. hitonowa(ヒトノワ): 当社が提供するサービスで、「ienowa」、「enenowa」を販売する事業者に対する電力消費者からの問い合わせ受信や電力消費者へのお知らせ配信の業務効率化、電力データを利活用したより良い暮らしの提案などを実現するものです。
8. BridgeLAB DR(ブリッジラボ ディーアール): 当社が提供するサービスで、主に小売電気事業者等に提供しております。小売電気事業者等がデマンドレスポンス(DR)を実施する際に発生する業務を当サービス上で完結できる業務支援サービスです。DRとは、電力需給の極端な乱れが見込まれる場合に、小売電気事業者等が対象となる時間を指定した上で、電力消費者に対象時間の電力消費の抑制を促し、抑制実績に基づいて、電気料金を割り引いたり、ポイント等のインセンティブを付与したりするものです。
9. BridgeLAB NILM Lite(ブリッジラボ ニルムライト): 主に「BridgeLAB DR」を提供する小売電気事業者に向けて提供するサービスで、現行(第1世代)スマートメーターから取得できる30分単位の電力データを用いて、AI(機械学習)による分析で推定された家庭内の家電による電気の使用状況を簡易的に分析し、電力契約者の電気料金に対する納得感を高めることによりリテンションをはかるなどの効果を狙ったものです。
10. BridgeLAB Profiling(ブリッジラボ プロファイリング): 主に「BridgeLAB DR」を提供する小売電気事業者に向けて提供するサービスで、現行(第1世代)スマートメーターから取得できる30分単位の電力データを用いて、電力契約者の属性などの推定を行い、小売電気事業者のマーケティング活動などに活用することを狙ったものです。
11. 容量市場: 将来の電力不足を防ぐため、小売電気事業者が「発電所の維持・確保」に対して対価を支払う制度です。電気は、1年で最も需要が増える瞬間に合わせて設備を整えておく必要があります。しかし、稼働率の低い発電所は維持が難しいため、「いざという時のための最大供給力(ピーク時の余力)」をあらかじめ市場で買い取る(予約する)ことで、発電所の廃止を防ぎ、日本全体の安定供給を維持する仕組みを指すものです。
12. 需給調整市場: 刻一刻と変化する電力需要に対し、周波数や電圧を一定に保つための『調整力』を取引する制度です。電気は常に『使う量』と『作る量』を一致させる必要がありますが、天候による再生エネ出力の変動や、突発的な需要の変化により、秒単位でバランスが崩れることがあります。このズレを即座に修正するための余力を市場で確保しておくことで、大規模な停電を防ぎ、電気の品質(周波数)を安定させる仕組みを指すものです。
13. DX: Digital Transformationの略語で、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することです。
14. 次世代(第2世代)スマートメーター: 2014年から本格導入が開始された毎月の検針業務の自動化や電力使用状況の見える化を可能にする電力量メーター(=現行(第1世代)スマートメーター)に代わり、2026年から順次交換が始まっている電力メーターのことで、『「次世代スマートメーター」=「電力DX推進に向けたツール」』として位置づけられています(出所: 経済産業省・資源エネルギースマートメーター制度検討会次世代スマートメーターの標準機能について(中間取りまとめ))。

(2) 本新株予約権の商品性

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、行使可能期間を約3年(2026年7月24日から2029年7月23日まで)とする行使価額修正条項付新株予約権(行使価額修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に記載されております。)を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結しますが、本新株予約権の発行要項及び本第三者割当契約には、以下に定める内容が含まれております。

<本新株予約権の行使指定及び行使指定の撤回>

当社は、2026年7月24日から2029年6月22日までの間において、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、臨機応変に資金調達を実現するため、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定すること(以下「行使指定」といいます。)ができます。

行使指定に際しては、行使指定を行った日(以下「行使指定日」といいます。)において、以下の要件を満たすことが前提となります。

- () 東証終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回っていないこと
- () 前回の行使指定日から20取引日以上の間隔が空いていること(但し、初回の行使指定の場合を除きます。)
- () 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
- () 当社の株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
- () 東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し(ストップ高)又は下限に達した(ストップ安)まま終了していないこと
- () 当社が、停止指定(以下に定義します。)を行っていないこと

当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、本第三者割当契約に基づき行使指定通知書が交付された日の翌取引日(当日を含みます。)から20取引日後の日までの期間(以下「行使指定期間」といいます。)に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。

一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、行使指定日の直前取引日までの20取引日又は60取引日における当社普通株式の1日当たり平均出来高のいずれか少ない方に2を乗じて得られる数と払込期日現在の上場株式数の10%に相当する株数のいずれか小さい方を超えないように指定する必要があります。

但し、行使指定後、当該行使指定に係る行使指定期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。

また、当社は、行使指定を将来に向かって撤回することができます。行使指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、行使指定の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、書面により行使指定の撤回に係る通知(以下「行使指定撤回通知」といいます。)を行います。行使指定は行使指定撤回通知に記載された行使指定失効日をもって効力を失いますが、行使指定失効日は行使指定撤回通知が行われた日(当日を含みます。)から2取引日目以降の日とします。

当社は、上記の行使指定期間の通知又は行使指定撤回通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

<本新株予約権の停止指定及び停止指定の撤回>

当社は、本第三者割当契約に基づき、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制するため、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間(以下「停止指定期間」といいます。)を随時、何度でも指定(以下「停止指定」といいます。)することができます。停止指定期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により停止指定期間の通知を行います。

割当予定先は、かかる停止指定を受けた場合、本第三者割当契約に従い、停止指定期間中に本新株予約権を行使することができません。但し、行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。

また、当社は、停止指定を将来に向かって撤回することができます。停止指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、停止指定の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、失効日から遡って5取引日前までに書面により停止指定の撤回に係る通知を行います。

当社は、上記の停止指定の通知又は停止指定の撤回に係る通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

< 下限行使価額の水準 >

本新株予約権の当初下限行使価額は437円(発行決議日の直前取引日の東証終値の70%の水準)であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。

また、当社は、当社取締役会の決議(以下「下限行使価額修正決議」といいます。)により、下限行使価額を修正することができます。したがって、足元の大きな市場変動から、権利行使が円滑に進まない場合においても、資金調達の実現性を確保する観点から、当社の裁量で下限行使価額の引き下げを検討することが可能です。また、各下限行使価額修正決議による修正後の下限行使価額は、発行決議日前取引日の終値の50%に相当する金額である313円を下回らず、かつ、当該下限行使価額修正決議による修正前の下限行使価額を上回らない範囲での下限行使価額の修正を可能としております。なお、下限行使価額の修正の下限は313円(発行決議日の直前取引日の東証終値の50%の水準)に設定されており、行使価額又は下限行使価額の下方修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。

当社は、上記の下限行使価額修正決議を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

< 割当予定先による本新株予約権の取得の請求 >

(イ)2026年7月24日以降、2029年7月23日までの間のいずれかの20連続取引日の東証における当社普通株式の東証終値の全てが437円(但し、上記「新株予約権行使時の払込金額」欄第4項第(2)号又は第(5)号に掲げる事由が生じた場合には、同項の規定を準用して調整した金額とします。)を下回った場合、(ロ)当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、(ハ)本第三者割当契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合、又は(ニ)当社が本第三者割当契約上の義務に違反した場合、割当予定先は、本第三者割当契約に従い、取得期間の初日の前取引日に、当社に本新株予約権の取得に係る通知書を交付することにより、本新株予約権の取得を請求することができます。

上記請求がなされた場合、当社は、当該請求に係る通知書を受領した日の翌取引日(当日を含みます。)から15取引日以内に、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全部を取得します。

< 本新株予約権の譲渡 >

本第三者割当契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使指定及びその撤回を行う権利、本新株予約権の停止指定及びその撤回を行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

(3) 本新株予約権を選択した理由

当社は、上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載した内容を実行するために、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。当社としては、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本の増強が行えること、資金調達の機動性及び蓋然性が確保された手法であるかを重視いたしました。

結果、上記「(2) 本新株予約権の商品性」に記載した、本新株予約権、割当予定先と締結する予定の本第三者割当契約の内容を考慮して、本新株予約権の発行及び行使による資金調達(以下「本スキーム」といいます。)が当社にとって現時点において最良の資金調達方法であると判断いたしました。

< 本新株予約権の特徴 >

株価への影響の軽減が可能なこと

- ・行使価額は各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・下限行使価額が当初437円(発行決議日の直前取引日の東証終値の70%の水準)(但し、本新株予約権の下限行使価額については下限行使価額修正決議により、313円を下回らず、かつ、当該下限行使価額修正決議による修正前の下限行使価額を上回らない範囲で修正することができます。)に設定され、下方に修正される可能性があります、その場合でも、下限行使価額は313円を下回らないこと
- ・行使指定を行う際には、東証終値が下限行使価額の120%の水準以上である必要があり、また、上記「(2) 本新株予約権の商品性 < 本新株予約権の行使指定及び行使指定の撤回 >」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高等を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式の交付による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

希薄化の抑制が可能なこと

- ・本新株予約権は、潜在株式数が1,400,000株(発行決議日現在の当社発行済株式総数5,987,357株の23.4%)と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。また、本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっております。
 - ・本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、当社が行使指定を行わずとも行使価額が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株価動向等を勘案して停止指定を行うことによって、本新株予約権の行使が行われないようにすることができます。
- 資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと
- ・本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズを考慮し、行使指定又は停止指定を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計となっております。
- 資本政策の柔軟性が確保されていること
- ・本新株予約権には取得条項が付されており、資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができます。資本政策の柔軟性を確保できます。

<本新株予約権の留意事項>

本新株予約権には、主に、下記乃至に記載された留意事項がありますが、当社としては、上記<本新株予約権の特徴>の乃至に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

本新株予約権には行使価額の修正条項が付されており、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日に当該日の直前取引日の東証終値の93%に相当する金額に修正されます。その結果、当社普通株式の市場株価を下回る価格で株式が発行され、希薄化が生じることとなります。

本新株予約権の下限行使価額は当初437円(発行決議日の直前取引日の東証終値の70%の水準)(但し、本新株予約権の下限行使価額については下限行使価額修正決議により、313円(発行決議日の直前取引日の終値の50%の水準)を下回らず、かつ当該下限行使価額修正決議による修正前の下限行使価額を上回らない範囲で修正することができます。)に設定されており、株価水準によっては本新株予約権の行使による資金調達の全部又は一部ができない可能性があります。

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日の直前取引日の株価を下回り推移する状況では、発行決議日の直前取引日の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。本新株予約権は行使価額修正条項がついているものの下限行使価額が設定されていることから、株価水準によっては本新株予約権の行使がなされない可能性があります。なお、本新株予約権の行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。

本新株予約権発行後、東証終値が20取引日連続して437円を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

<他の資金調達方法との比較>

公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、資金調達ニーズの発生を受けてから、公募増資による資金調達の準備を開始した場合には、引受証券会社の選定や準備等に長期間を要し、公募増資を実施できるかどうかは株価動向や市場全体の動向に大きく左右されます。したがって、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や継続開示書類の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから、柔軟性が低く、資金調達の機動性が低いと判断しております。

第三者割当による新株式発行との比較

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有するため、当社の株主構成やコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があるものと考えております。

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行との比較

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債(以下「C B」といいます。)の発行は、様々な商品設計が考えられます。一般的には割当先による転換権の行使が制限されないため、当社は希薄化をコントロールできませんが、本スキームでは、割当予定先と当社との間で締結する本第三者割当契約により、当社は行使指定期間及び停止指定期間を定めることができるため、当社による希薄化のコントロールが一定程度可能となります。また、転換価額が固定されているC Bは、株価が転換価額より上昇しない限り転換が進捗せず資本増強目的が達成できないことが懸念されます。一方、株価に連動して転換価額が修正されるC Bは、一般的には転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

ライツ・オフアリングとの比較

いわゆるライツ・オフアリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがあります。コミットメント型ライツ・オフアリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されることから、現時点では実施の目処は立っておりません。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングでは、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不適當であると判断いたしました。

その他の商品性の第三者割当による新株予約権の発行との比較

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定の新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できません。

借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。

2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本第三者割当契約において、本(注)第1項第(2)号に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

< 割当予定先による行使制限措置 >

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を割当予定先に行わせません。

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

< 割当予定先による本新株予約権の譲渡制限 >

割当予定先は、本第三者割当契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記及びの内容等について約させ、また譲受人となる者が更に第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとします。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

4 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

割当予定先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社代表取締役の只野太郎及び当社取締役の横溝大介より、当社普通株式の貸株を利用する予定であり、本新株予約権の各行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の貸株は利用しません。

6 その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

7 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

8 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

9 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
882,910,000	15,000,000	867,910,000

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
- 2 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額(発行決議日の直前取引日の東証終値)で行使されたと仮定して算出した金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
- 3 発行諸費用の概算額の主な内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、登録免許税等の合計額であります。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額867百万円について、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
電力事業者向け事業等の加速に伴う事業推進費	680	2026年8月～2029年12月
借入金の返済	187	2026年8月～2029年12月
合計	867	

- (注) 1 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況又は行使期間における株価推移により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、上記「借入金の返済」に充当する予定金額を減額し、更に上記「電力事業者向け事業等の加速に伴う事業推進費」の充当予定金額に不足分が生じるときは自己資金及び借入金から充当する予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達できた場合には、上記「電力事業者向け事業等の加速に伴う事業推進費」に充当する予定であります。
- 2 上記具体的な使途及びは、資金使途としての優先順位に従って記載しております。

調達資金の使途の詳細は以下のとおりであります。なお、それぞれの具体的な充当時期までは、銀行預金等の安定性の高い金融商品にて資金管理を図る予定であります。

電力事業者向け事業等の加速に伴う事業推進費：680百万円

当社グループは、日本の電源構成において火力発電が依然として高い割合を占める状況のもと、原油・LNG市場の動向や中東情勢の緊迫化等を背景とする燃料価格の上昇や卸電力市場価格の変動が、小売電気事業者の事業環境に継続的な影響を与えているものと認識しております。

2026年の中東情勢の緊迫化は、原油・LNG価格や日本の電力料金上昇リスクの要因として指摘されており、電力コストの先行き不透明感を高める要因となっております。また、AI・データセンターの普及による電力需要の急伸を受け、精緻な需要予測と電力消費の高度なマネジメントの重要性が増大しております。さらに、電力システム改革が進む中で、将来も安定して電力を供給するための仕組みとして容量市場(注1)の運用が進んでおります。

こうした環境のもと、小売電気事業者にとっては、容量拠出金(注2)の負担に適切に対応するとともに、需給調整力を確保し、事業の基盤を強化していくことの重要性が一段と高まっております。

また、小売電気事業者は、電力を仕入れて販売する事業構造上、燃料費や市場価格の変動に加え、需要変動に伴う収支変動リスクにも直面しており、これらへの対応が重要な経営課題となっております。特に原油・LNG価格の上昇は電気料金や電力調達コストに影響を及ぼし得ることから、価格変動リスクへの耐性強化が一層重要となっております。

このように、価格変動リスク及び需給バランスへの対応が重要となる中で、これらの課題に対処し得る手段として、DER(Distributed Energy Resources)の活用が注目されております。DERは、機動的な機器制御や需要側の行動変容を通して、需給ひっ迫時の調整力としてだけでなく、市場価格の安い時間帯への需要シフト(充電や稼働の最適化)といった局面でも広く活用が進むことが見込まれるため、エネルギーコストの安定化と系統安定化を両立する手段として重要性が高まっております。

当社グループは、需要家側の電力消費量の可視化及び需給状況に応じた柔軟な制御技術を基盤に、DERを構成する様々な手法の中から、その皮切りとして、デマンドレスポンス(DR)(注3)支援サービス「BridgeLAB DR」、並びに上記に付随・派生する各種DR関連サービス(「法人需要家向けエネマネ診断サービス」「BridgeLAB Profiling」「BridgeLAB NILM Lite」等)を展開しております。電力価格高騰局面においては、特に小売電気事業者の収益安定化及び需要家の電気料金負担抑制に資するソリューションへのニーズが高まることに加え、容量市場DRを含む制度対応の重要性が一層高まると見込まれます。こうした環境変化は、当社グループにとって、需給調整力の整備及びこれらのサービスの社会実装を着実に加速させる好機であると捉えております。また、DR領域は継続的発展が見込まれる事業分野である一方、市場の切迫性や競合が少ない現状を踏まえると、まさに今が当該事業への投資を強化すべきタイミングであると認識しております。

このため、当社グループは、小売電気事業者向けソリューションビジネスの一層の拡大及び高度化を図ることを目的として、調達資金の一部を以下のとおり、デマンドレスポンス(DR)関連サービスの高度化を皮切りとしたDER(分散型エネルギーリソース)活用型エネルギー・マネジメント事業の拡大に向けた事業推進費として充当する予定であります。

(注1) 容量市場とは

将来の電力不足を防ぐため、小売電気事業者が「発電所の維持・確保」に対して対価を支払う制度です。電気は、1年で最も需要が増える瞬間に合わせて設備を整えておく必要があります。しかし、稼働率の低い発電所は維持が難しいため、「いざという時のための最大供給力(ピーク時の余力)」をあらかじめ市場で買い取る(予約する)ことで、発電所の廃止を防ぎ、日本全体の安定供給を維持する仕組みを指すものです。

(注2) 容量拠出金とは

将来の発電能力(供給力)を確保するための費用として、小売電気事業者に課せられる負担金を指します。容量拠出金は、日本全体の電力安定供給に不可欠な発電設備の維持・新設を促す「容量市場」の運用を支えるための原資であり、各事業者のピーク時の需要規模等に応じて拠出額が決定されます。社会インフラ維持のための受益者負担という側面を持つ一方、小売電気事業者にとっては、電力調達コストとは別に発生する固定的かつ不可避的な費用であり、収益性を左右する重要なコスト要因となります。

(注3) デマンドレスポンス(DR)とは

電力需給の安定に不可欠な「発電量と消費量の一致」を図るため、需要側の電力使用を制御・調整する仕組みです。従来は主として火力発電等の供給側で需給調整が行われてきましたが、脱炭素化の進展や再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、需要側での調整の重要性が高まっています。具体的には、需給ひっ迫時に需要を抑制する「下げDR」に加え、再生可能エネルギーの余剰時に需要を創出・増加させる「上げDR」等を通じて、供給状況に応じた柔軟な消費パターンの変化を促し、電力系統の安定化に寄与するものです。

(イ)デマンドレスポンス(DR)を含む需要側エネルギー・マネジメントに係る製品・サービス開発及びDR関連機能強化費用 250百万円

当社グループは、需要家の電力利用データを活用した各種DRサービスの提供を通じて、小売電気事業者及び需要家の双方に対して付加価値の高いソリューションを提供してまいりました。今後、電力需給のひっ迫や価格変動が一層顕在化することを見据え、需要家側設備の制御・最適化を可能とするDR関連機能の拡張・高度化、市場制度の変更に応じたサービス仕様の見直し、容量市場DRへの対応機能の整備、並びにサイバーセキュリティ対策の強化等を継続的に実施していく必要があると考えております。

このため、DR関連サービスの機能拡充及び品質向上に向けた研究開発費用、容量市場DRを含む各種制度対応に必要なシステム開発費用、データ処理基盤の整備・拡張費用、並びにサービス提供に係る安定運用及び情報管理体制の強化に必要な費用等に資金を充当する予定であります。なお、これらDR関連機能の高度化を通じて、高精度な需要予測や蓄電池・ヒートポンプ(電気給湯器)等の分散リソース制御を含むDERマネジメント機能へと順次展開していくことを想定しております。

(ロ)業務基盤のシステム化・効率化費用 60百万円

DR関連サービスの提供にあたっては、需要家のDRへの参加募集、電力ひっ迫時又は電力余剰時に需要家に対するDRへの参加要請指示や需要家の保有する蓄電池やヒートポンプ(電気給湯器)等を遠隔制御する際の制御指示、実績検証、インセンティブ配分、請求処理等、多岐にわたる業務プロセスを安定的かつ効率的に運用することが求められます。今後、DRメニューの多様化や参加需要家数の拡大、並びに容量市場DRを含む制度対応の高度化が進むことを見据えると、これらの業務を高い精度と迅速性をもって継続的に遂行できる運営基盤の整備が重要であると認識しております。

当社グループは、将来的な事業規模の拡大にも対応可能な運営体制を構築するため、DR関連業務プロセスのシステム上での一元管理を進め、標準化・自動化を図る方針であります。具体的には、DRプログラムの企画・運営、需要家リソースの登録・管理、イベント発動時の通知・制御、実績データの収集・検証、インセンティブ算定・精算、並びに容量市場DRの運用管理等の一連の業務フローをカバーする業務システムの構築・改修、及び関係システムとの連携強化等に係る費用に資金を充当し、小売電気事業者に対するサービス提供品質と信頼性の向上、並びにスケーラビリティの確保を図る予定であります。これにより、将来的にはDRに限らず、蓄電池やエコキュート等の分散型リソースを含めたDER全体の需給調整サービスを一元的に運用し得る業務基盤の構築を目指してまいります。

(ハ)販売体制及びマーケティング強化費用 120百万円

DR関連サービスを広く普及させるためには、小売電気事業者や法人需要家に対する提案力の強化と、市場における認知度向上が重要であると認識しております。特に容量市場DRを含む制度対応型ソリューションについては、単なる節電支援にとどまらず、小売電気事業者の収益機会の創出及び容量関連コスト対応に資する提案として訴求していく必要があります。

そのため、営業人員の拡充及び専門人材の育成、代理店・パートナー企業との協業体制の構築・強化、並びに顧客向け説明会、セミナー及びウェビナー等の開催を通じて、当社ソリューションの浸透を図ってまいります。

また、デジタルマーケティング、業界専門誌、展示会等を活用した広告宣伝活動、導入事例の発信等に必要な費用についても、本資金を充当する予定であります。あわせて、将来的にはDRのみならず、蓄電池制御や需要予測・需給ポジション管理等を含む総合的なDERマネジメントサービスとしての提案力強化にもつなげてまいります。

(二)人材採用・育成等の組織基盤強化費用 250百万円

高度化するDR及び需要側エネルギー・マネジメント事業を推進するためには、エンジニア、電力需給運用の専門家、営業・マーケティング人材等、多様な専門性を有する人材の確保及び育成が重要であります。これに加え、事業の安定的な成長を実現するためには、現場の開発・営業体制に加え、事業戦略や資金調達を含む経営管理体制の強化も重要であると認識しております。

当社グループは、上場準備期間中より継続して人件費等のコスト抑制に努めてまいりました。上場以降においても、外部事業環境の不透明感の高まりを受け、まずは収益基盤の安定化を最優先とし、人件費を含む諸コストの投下を慎重に抑制してまいりました。しかしながら、今後のさらなる事業拡大を見据え、これらの人材の採用費用及び報酬費用、既存人材のスキル向上のための研修費用等、これまで一定の抑制を続けてきた人件費水準を市場競争力のある水準へと適正化し、人材のリテンションの強化に資金を充当することにより、持続的成長を支える組織基盤の強化を図る予定であります。

特に、電力事業者向け事業の高度化やM&Aを含む成長投資の推進、資金調達をはじめとする資本政策・財務戦略の立案・遂行、資本市場との建設的な対話をリードする経営管理人材については、当社グループの企業価値向上に対する影響が極めて大きいことから、エンジニアと同等以上に重要な戦略的リソースであると位置付けております。このため、当該人材に対する報酬水準については、これまでの抑制的な水準を改め、職務の重要性及び負託される責任の重さを十分に反映した水準へと適正化し、中長期的な企業価値向上と連動したインセンティブを付与することにより、優秀な人材の確保・定着及びガバナンス水準の一層の向上につなげてまいります。

借入金の返済：187百万円

当社グループは、これまで事業拡大及び成長投資のために、自己資本や金融機関からの借入金等の資金調達手段を組み合わせて活用してまいりましたが、中長期的な財務健全性の確保と負債コストの抑制の観点から、有利子負債残高(826百万円)を適切な水準まで圧縮することが重要であると認識しております。

また、市場金利の水準や各借入金の契約条件等を総合的に勘案した結果、当社グループとしては、一定の借入金について計画的に返済を進めることにより、将来の金融負担を軽減し資本構成の適正化を図ることが望ましいと判断しております。

このため、調達資金のうち187百万円については、当社グループが保有する有利子負債のうち、金利水準や残存期間等を踏まえて選定する借入金の返済に充当することにより、利息支払負担の軽減と財務レバレッジの適正化を進めてまいります。これにより、将来のキャッシュアウトを抑制し、財務体質の一層の健全化及び安定化を図るとともに、DR事業をはじめとする成長分野への投資に対して、より柔軟かつ機動的に資金を配分できる体制の構築を目指してまいります。

以上のとおり、当社グループは、本件により調達する資金を、DRの高度化を起点としたDER活用型エネルギー・マネジメント事業の成長投資及び借入金返済による財務基盤の強化に活用することで、事業環境の変化に対応しつつ持続的な成長を実現し、企業価値の最大化を図ってまいります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ロックアップについて

当社は、本第三者割当契約において、本新株予約権が残存する限り、割当予定先の事前の書面による同意を受けることなく、本第三者割当契約締結日からその180日後の日までの期間において、発行会社の株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券(以下「本証券」と総称します。)の発行(但し、当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象とするストックオプション制度(信託を利用するものを含む。)に基づき新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合又は株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、本第三者割当契約締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して本証券を発行する場合、会社法第183条の規定に基づく株式分割又は会社法第185条の規定に基づく株式無償割当に伴い当社の株式を交付する場合、単元未満株式の買増請求に応じて行う株式の売渡しに伴い当社普通株式を交付する場合を除きます。)を行わない旨を合意する予定です。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

名称	岡三証券株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 大杉 茂(2026年4月1日現在)
資本金	5,000百万円
事業の内容	金融商品取引業
主たる出資者及びその出資比率	株式会社岡三証券グループ 100%

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年3月31日現在のものです。

b . 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2026年3月31日現在のものです。

c . 割当予定先の選定理由

当社は、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等(注)」第1項第(1)号に記載の調達目的を達成するために適した手法であること、株価への影響にも十分に配慮した仕組みとなっていることを重視した上で、多様な資金調達手法の比較検討を進めてまいりました。

そのような状況の中、複数の証券会社からの提案を受けていたところ、2026年4月ごろ、割当予定先から本スキームによる資金調達に関する提案を受けました。割当予定先より提案があった本新株予約権のスキームは、当社のニーズを充足し得る内容であったことに加え、割当予定先は 当社上場時の引受団の一社として参画以来、当社に対して資本政策をはじめとする様々な提案及び議論を行っていることから、当社の経営及び事業内容に対する理解が深いこと、国内に厚い投資家基盤を有しており、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること等を総合的に判断した上で割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である岡三証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

d . 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は1,400,000株です(但し、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

e．株券等の保有方針

割当予定先と締結する本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、制限超過行使を割当予定先に行わせないことを合意いたします。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けております。また、当社は、割当予定先の第23期の決算公告における貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産(現金・預金：48,735百万円、流動資産計：1,203,250百万円)を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であります。また、割当予定先は金融商品取引業者として登録済み(登録番号：関東財務局長(金商)第53号)であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関(日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会)に所属し、その規則の適用を受けております。

また、割当予定先の完全親会社である株式会社岡三証券グループが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日、2026年6月29日)において「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、これまでも断固とした姿勢で臨んで来たが、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係遮断を徹底するために必要な社内体制を整備する。」と公表しております。

さらに当社は、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容も踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする特定団体等には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

また、本新株予約権の行使により交付される株式において譲渡制限は付されていません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長 野口 真人)(以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。)に依頼いたしました。ブルータス・コンサルティングは、評価基準日(2026年7月6日)の市場環境を考慮の上で、権利行使期間(2026年7月24日から2029年7月23日)、権利行使価格(東証における当社普通株式の普通取引の2026年7月6日終値とした。)、当社株式の株価(625円)、株価変動性(102.59%)、配当利回り(0%)及び無リスク利率(1.553%)を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に 当社の取得条項(コール・オプション)については発動のタイミングを定量的に決定することが困難であるため評価に織り込まないこと、 割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間(権利行使可能な期間に限ります。)にわたって一様に分散的な権利行使がされること、 当社が下限行使価額修正決議を行った場合、修正後の下限行使価額は発行決議日前取引日の終値の50%に相当する金額である313円に修正されること等を想定しております。当社は、当該評価を参考にして、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価と同額となる金565円としました。当社は、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注)」第1項第(2)号に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

- () 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、ブルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること
- () ブルータス・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないため、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- () 当社取締役がそのようなブルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- () ブルータス・コンサルティングから当社実務担当者及び監査役3名(うち社外監査役3名)全員への具体的な説明が行われた上で、評価報告書が提出されていること
- () 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、ブルータス・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- () 本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大1,400,000株(議決権14,000個相当)であり、2026年6月30日現在の当社発行済株式総数5,987,357株(総議決権数59,832個)に対し最大23.4%(当社議決権総数に対し最大23.4%)の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権の発行により、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数1,400,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は1,028,555株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ、当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1,400,000株(議決権14,000個)であり、2026年6月30日現在における発行済株式総数における総議決権数59,832個の23.4%となることから、希薄化率25%を超えるものではなく、また、支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、大規模な第三者割当増資に該当いたしません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号			1,400,000	22.21
株式会社フォーバル	東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号青山オーバルビル14階	635,240	12.95	635,240	10.08
TIS株式会社	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	278,248	5.67	278,248	4.41
伊藤忠エネクス株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	254,237	5.18	254,237	4.03
新井 友行	神奈川県藤沢市	153,700	3.13	153,700	2.44
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	149,500	3.05	149,500	2.37
IEファスト&エクセレント投資事業有限責任組合	東京都港区芝二丁目3番12号	140,148	2.86	140,148	2.22
株式会社建設技術研究所	東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号日本橋浜町Fタワー	129,032	2.63	129,032	2.05
田所 昇	埼玉県さいたま市浦和区	125,600	2.56	125,600	1.99
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	93,100	1.90	93,100	1.48
計		1,958,805	39.95	3,358,805	53.29

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2025年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、「2025年12月31日現在の所有議決権数」(但し、割当予定先である岡三証券株式会社については、「2025年12月31日現在の所有議決権数」に本新株予約権の行使により交付される株式を全て保有した場合の所有議決権数を加算した数)を、「2025年12月31日現在の総議決権数に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である1,400,000株に係る議決権数14,000個を加算した数」で除して算出しております。

3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4 割当予定先である岡三証券株式会社の「割当後の所有株式数」は、岡三証券株式会社が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数であります。

5 上記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先である岡三証券株式会社は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定であるため、割当予定先である岡三証券株式会社は割当後における当社の大株主にはならないと見込んでおります。

6 2026年3月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、東海東京証券株式会社が2026年3月16日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	263,700	4.40

- 7 2026年5月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社及びその共同保有者1社が2026年4月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13番1号	0	0
ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	81,800	1.41

- 8 2026年5月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、伊藤忠エネクス株式会社が2026年5月18日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、上記大株主の状況については、2025年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しているため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
伊藤忠エネクス株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目 2番5号	176,700	2.95

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第13期、提出日2026年3月26日(以下「有価証券報告書」といいます。))の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年7月7日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年7月7日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第13期、提出日2026年3月26日)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年7月7日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2026年3月27日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2026年3月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、現時点で生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性の向上を目指しながら、柔軟かつ機動的な資本政策を実施できる体制を確保するため、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行います。

1．資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2026年1月31日時点の資本金の額367,321,950円のうち357,321,950円を減少して10,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替える処理をいたします。なお、当社が2026年1月31日時点で発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少するものであります。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年5月20日(予定)

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

2．資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、2026年1月31日時点の資本準備金の額357,321,950円のうち357,321,950円を減少して0円とし、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、当社が2026年1月31日時点で発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本準備金の額のみを減少するものであります。

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年5月20日(予定)

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

3．剰余金処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、上記1．(1)及び2．(1)の振り替えられたその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損補填に充當いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,229,984,047円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,229,984,047円

(3) 剰余金の処分がその効力を生ずる日

2026年5月20日(予定)

第2号議案 取締役3名選任の件

只野太郎、横溝大介、高橋元弘の3名を選任するものであります。

第3号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

2025年3月28日開催の第12期定時株主総会で決議された当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することについて、割当てのための金銭報酬債権の総額を一事業年度あたり60,000千円以内を150,000千円以内に改定いたします。

第4号議案 当社株式等の大規模買付等に関する対応策(買収への対応方針)の導入の件

当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社株式等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)を導入いたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	25,050	281	0	(注) 1	可決 93.25
第2号議案					
只野太郎	23,654	1,677	0	(注) 2	可決 88.06
横溝大介	23,758	1,573	0		可決 88.44
高橋元弘	23,737	1,594	0		可決 88.37
第3号議案	24,903	428	0	(注) 1	可決 92.71
第4号議案	24,957	374	0	(注) 1	可決 92.91

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3. 資本金の増減について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第13期、提出日2026年3月26日)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、本有価証券届出書提出日(2026年7月7日)までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年1月1日～ 2026年4月3日 (注) 1	187,700	5,987,357	186,140	505,060	186,140	505,060
2026年5月20日 (注) 2		5,987,357	357,322	147,738	357,322	147,738

(注) 1 第9回新株予約権の行使による増加であります。

2 2026年3月27日開催の定時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少について決議し、2026年5月20日にその効力が発生しております。

4. 最近の業績の概要について

2026年5月14日に開示いたしました、「2026年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載されている第14期第1四半期連結会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年3月31日)及び第14期第1四半期連結累計期間(自 2026年1月1日 至 2026年3月31日)に係る四半期連結財務諸表は、以下のとおりであります。

当社は、第14期第1四半期連結会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年3月31日)及び第14期第1四半期連結累計期間(自 2026年1月1日 至 2026年3月31日)に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人の期中レビューを受けており、期中レビュー報告書を受領しております。

四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	417,679	534,301
売掛金	60,335	100,907
商品	169,130	192,728
仕掛品	5,722	1,032
その他	60,693	75,040
流動資産合計	713,561	904,011
固定資産		
有形固定資産	4,789	4,343
無形固定資産		
ソフトウェア	609,533	601,601
ソフトウェア仮勘定	14,198	24,692
その他	6,197	5,979
無形固定資産合計	629,929	632,273
投資その他の資産		
関係会社株式	274,790	355,021
その他	25,368	22,556
投資その他の資産合計	300,158	377,578
固定資産合計	934,877	1,014,195
資産合計	1,648,439	1,918,206
負債の部		
流動負債		
短期借入金	300,000	300,000
1年内返済予定の長期借入金	101,572	99,912
未払金	102,144	99,553
未払法人税等	5,002	2,278
賞与引当金	70,000	85,704
その他	32,146	24,713
流動負債合計	610,865	612,162
固定負債		
長期借入金	451,792	426,814
固定負債合計	451,792	426,814
負債合計	1,062,657	1,038,976
純資産の部		
株主資本		
資本金	318,920	466,209
資本剰余金	1,578,610	1,725,899
利益剰余金	1,317,360	1,314,763
株主資本合計	580,169	877,345
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	1,292	1,133
その他の包括利益累計額合計	1,292	1,133
新株予約権	4,320	750
純資産合計	585,781	879,230
負債純資産合計	1,648,439	1,918,206

(2) 第1四半期連結損益計算書及び第1四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年3月31日)
売上高	118,318	203,479
売上原価	78,744	58,713
売上総利益	39,574	144,765
販売費及び一般管理費	170,316	218,790
営業損失()	130,741	74,024
営業外収益		
受取利息	122	77
持分法による投資利益	110,676	73,493
為替差益	2,254	-
その他	-	14,811
営業外収益合計	113,053	88,382
営業外費用		
支払利息	5,824	6,904
支払手数料	-	1,131
為替差損	-	3,486
その他	18	-
営業外費用合計	5,842	11,523
経常利益又は経常損失()	23,530	2,834
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	23,530	2,834
法人税、住民税及び事業税	572	237
法人税等合計	572	237
四半期純利益又は四半期純損失()	24,103	2,597
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	24,103	2,597

四半期連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年3月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	24,103	2,597
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	24,450	158
その他の包括利益合計	24,450	158
四半期包括利益	48,553	2,438
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	48,553	2,438
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 第1四半期連結財務諸表に関する注記事項

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当第1四半期連結累計期間において、第9回新株予約権の権利行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ147,289千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が466,209千円、資本剰余金が1,725,899千円となっております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年3月31日)
減価償却費	27,957千円	43,940千円

(セグメント情報等)

当社グループは、エナジー・インフォマティクス事業を単一セグメントとしているため、セグメント別の記載を省略しております。

(重要な後発事象)

(新株予約権の行使)

2026年4月1日から2026年4月3日までの間に第9回新株予約権の行使が行われ、2026年4月3日をもって全ての権利行使が完了しております。当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

(1) 行使された新株予約権の数	1,877個
(2) 交付株式数	普通株式 187,700株
(3) 新株予約権による調達額	76,951千円
(4) 増加した資本金の額	38,850千円
(5) 増加した資本準備金の額	38,850千円

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日	2026年3月26日 関東財務局長に提出
---------	----------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

インフォメティス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 泉 淳 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 田 宏

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインフォメティス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インフォメティス株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当連結会計年度において、大口顧客との契約終了等の外部要因の影響もあり、売上高530,019千円（前年同期比46.0%減）、営業損失628,704千円、経常損失717,785千円、親会社株主に帰属する当期純損失721,633千円、営業キャッシュ・フロー 440,022千円となっている。</p> <p>この結果、当連結会計年度において、売上高の著しい減少とともに、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失、及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。</p> <p>経営者は、これらの状況を解消するため、収益基盤の安定化及び新たな収益創出力の向上のための各種施策に取り組んでいる。また、費用については固定費の抑制、人員配置の最適化、外注費の見直し及び業務プロセスの効率化を継続的に実行するとともに、資金計画についても取引金融機関への継続的な支援の要請に加え、新株予約権の発行による資金調達に取り組んでいる。経営者は、これらの対応策の実行によって、当面の資金繰りに重大な懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。</p> <p>継続企業の前提の評価は、主に経営者が作成した損益計画及び資金計画に基づいて行われるが、当該計画においては、売上予測や費用削減策、金融機関からの借入れに係る契約条件の見直し、新株予約権の行使による資金調達、といった経営者の主観的な判断を伴う主要な仮定が含まれており、不確実性が高い。また、会社は当連結会計年度において、業績予想を大きく下方修正していることから、当該計画の合理性及び実行可能性について、監査上は慎重に検討する必要がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の評価が当連結会計年度の監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかを判断するに当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社の損益計画及び資金計画の合理性及び実行可能性について、経営者である代表取締役社長及び取締役CF0と協議を実施した。これにより、経営者が過去の実績や足元の受注状況等を踏まえ、経営者の対応策の不確実性を見積りに反映していることを理解した。 ・ 会社の損益計画について、過年度の計画と実績を比較し、当該計画の見積りの不確実性を評価した。 ・ 会社の損益計画に含まれる売上予測のうち、受注済又は受注の確度が高いと見込んでいる売上高については、注文書や受注確度が高いことを示す根拠資料を閲覧した。また、その他の売上高についても過去の売上高と比較を行い、会社の見積りの合理性を評価した。 ・ 会社の損益計画のうち、主な費用削減策について、代表取締役社長及び取締役CF0へ質問するとともに、取締役会議事録等の閲覧を通じて、その実行可能性を評価した。 ・ 会社の資金計画のうち、借入れに係る契約条件については、金融機関との契約書及び入出金記録を閲覧し、資金計画が見直し後の契約条件と整合していることを確かめた。 ・ 複数の金融機関の会社の担当責任者に質問し、会社に対する融資及び継続的支援の方針、並びに新株予約権の行使状況及び今後の行使の方針を把握し、経営者の回答と整合していることを確かめた。 ・ 上記手続の結果を踏まえて、経営者の作成した資金計画に一定の不確実性を織り込んだ場合の翌連結会計年度の資金繰りを監査人が独自に見積り、評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

インフォメティス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 泉 淳 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 田 宏

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインフォメティス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インフォメティス株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(継続企業の前提に関する重要な不確実性の評価)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を

行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。